平成２２年（フ）第６７６号
北九州市小倉南区大字山本264番地１
債務者　芦刈　弘美
１　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７７号
北九州市戸畑区三六町15番23号
債務者　坂本美代子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７号
長崎県雲仙市小浜町金浜1487番地４
債務者　魚屋大ちゃんこと　荒木　和久
１　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
青森県黒石市京町27番地　ロイヤルハイツ京町105号
債務者　齋藤　一幸
１　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４１号
宮城県登米市中田町上沼字大泉門畑104番地２
債務者　菅原　久子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１１８号
山口県周南市扇町２番Ｃ―301号
債務者　石川　清子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３９８号
横浜市港北区下田町４丁目１番12―509号
債務者　松下しおり
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１２号
神奈川県大和市西鶴間４丁目８番14号　シャルムＡ201
債務者　山本　　健
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６０号
横浜市青葉区藤が丘１丁目51番地３　トマトハウス207号
債務者　倉田　光夫
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６２号
横浜市緑区上山３丁目21番７号
債務者　菅谷　千恵（旧姓酒井）
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６４号
横浜市旭区都岡町28番地４　横浜・鶴ヶ峰ダイヤモンドマンション311号
債務者　佐藤富士子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８２号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目27番７―Ｂ202号
債務者　宮副　隆義
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８３号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目27番７―Ｂ202号
債務者　宮副　文子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２３号
横浜市中区仲尾台83番地10
債務者　疋田　裕子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１８号
横浜市青葉区みたけ台21番地10　レピュート村田Ⅱ201
債務者　伊東　　勝
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２２号
横浜市保土ケ谷区岩井町362番地１　菅原荘１Ｆ
債務者　石坂恵美子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部